

英蘭銀行券と小切手

大坪, 徳次

<https://doi.org/10.15017/2920500>

出版情報 : 経済論究. 5, pp. 18-35, 1959-04-01. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :



英 蘭 銀 行 券 と 小 切 手

大 坪 徳 次

1 ま え お き

英国の貨幣信用史上、有名な対仏戦争下で兌換停止時の委員会の報告、「地金報告」の結論は、兌換停止下では金の価格と外国為替相場とを基準として、銀行券発行を統制すべきである。というのであつたが、これに対しては英蘭銀行当局者達が反対し、彼等は銀行券が商業手形を引当てに発行される限り、過剰発行はあり得ないとした。議会はこの反対論を容れ、「地金報告」の勧告を採らなかつた。その後、再現した通貨主義対銀行主義の論争も、この流れを汲むものとも見えるが、果して、経済の血液にもたとえられる貨幣の流れを一面的に把握出来るのであろうか。一般に通貨主義の勝利であつたと言われる1844年の「ピール条例」によつて、(1)英蘭銀行を発券部と銀行部に分ち、(2)一定額の保証準備以上の発行は全て金の増減によられた制度も、やがてその欠陥を暴露し、既に予金通貨の発達を見た当時、金利政策に進まねばならなかつたことを示した。この銀行券の適正量の問題、それは既に英蘭銀行設立当時に胚胎していたのである。

2 英蘭銀行の設立

バジョットは、有名な英国の金融市場を敘述した「ロムバード街」で、英蘭銀行設立について述べている。「世界中の凡ゆる制度の中で、今では恐らく英蘭銀行ほどに党派的政治から、又『金融』から離れたものはない。しかしその起源に於ては、其れは只に金融会社であつたばかりでなく、ホイッグの会社であつた。それはホイッグ政府によつて、資金に対する必死の入用から設立せられたのであつて、『シティ』によつて支持せられたのも『シティ』がホイッグで
(1)
あつたからである。」と、

クロムウェルがチャールスを廃位してみたら、悪化した財政問題を承継したただでつたように、チャールスの後にジェームスの代りにモンマウス公を立てようとする計画が失敗に終り、オレンヂ公ウィリアムが擁立されたが、議会はチャールスに充分協賛しなかつたように、従弟ウィリアムにもそうであつた。⁽²⁾しかしウィリアムは殆んど、即位当初からルイ14世と戦争をしていた。この戦争は彼の母国オランダには絶対的な戦であつたが、イギリスには、実質関係はなかつたが、結果的にみると経済力を確立する機会に戦争を利用しようとして同意したのであつた。

(1) W. Bagehot, Lombard Street, 1915, pp. 90—91. 宇野弘藏訳「ロムバード街」岩波文庫 100頁

(2) H. D. Macleod, Theory and Practice of Banking, Vol 1. p. 445.

ウィリアムが英国王位を得たいと野心を持つたのは、仏国の圧倒的権力に対するヨーロッパ連合の先頭に立つことであつた。王は彼の王位がかなり強力になるや、議会を説き伏せた。議会は彼の旧敵との戦いに熱心で、直ちに費用を可決したが、それは僅少で、獲得困難であつた。

ウィリアムの費用調達の中で、17世紀末葉になりトンチン式年金公債、14%⁽¹⁾の終身年金公債、富籤が発行されたが成功しなかつた。スコット人、ウィリアム・パターソン案が、時の大蔵大臣チャールス・モンターギューによつて採用され、それが「噸税条例」として議会で認可され、英蘭銀行という新たな会社から借り入れる事であつた。即ち法案は「船舶噸数、ビール、エール等に対して若干の課税を陛下に許容する案、即ち同法案では、対仏戦争遂行のために150万ポンドの金額を自発的に貸与せんとする者に対し、一定の報酬と利得を保証するを目的とする。」もので、これは猛烈に反対され、特に上院で劇しかつたが、遂に通過した。

その計画は、政府の必要とする120万ポンドを金匠から借らずに、英蘭銀行から借り、この会社は必要額を一般から募り8%の利息と、年4,000ポンドの手数料を支払う事であつた。この低利の貸出しの代りに、多くの特権をえたが、最も重要なのは政府の保証のもとに「共通の印章」(Common Seal)⁽²⁾を押したノートを政府貸附限度迄発行出来る事であつた。

- (1) Macleod, Vol 1, op. cit. p. 445.

1690年、議会は短期公債で金をえようとして成功した。しかし戦争経費の増大は之をうるさいものとし、1692年トンチン式で100万ポンドの貸付利息支払のため、99年の徴税が計画された。引受人は1700年まで10%を受けとり、それ以後7,000ポンドを、生存者が7人になるまで分けられ、その年金は王の下に保管された。政府信用は非常に低くかつたので、この約款で108,100ポンドだけえられ、引受人はその指定する生命に14%をえることが出来た。この二つの計画でさえ、881,493ポンドを得たのみであつた。

- (2) Macleod, Vol 1, op. cit. p. 447.

モンターギュが採用した計画は、パターソンの唯一のものではなかつた。他に二つがあつた。その一つは1年に6,500ポンドを受けとり、その中5,000ポンドは運営費で、残部は利益という条件であれば、或る団体で100万ポンド引受ける用意があり、そのビルが強制通貨又は法貨となると、銀行はその提出に応じ、流用させるため、現金で20万ポンド提供し、5%の利をえるというのであつた。しかし、この強制通貨というのが富裕な人の気に入らず、彼らはその任意譲渡を希望した。

第二の計画は7%の利で200万ポンドの資金を集めることであつた。彼の声望は8%利で、100万ポンド流通させるファンドとして5,000ポンド宛の40人の引受人を獲得した。しかし8%利の割符 (Tally) が40%も割引いてしか引受けられぬことに慣れていた大蔵大臣は、積局的根柢のないファンドを平価で引き受けるように説き伏せ得なかつた。これらは失敗して、富籤 (Lottery) が不足を補うに発行された。

このように、名譽革命を期としてイギリスの新興勢力であるホイッグはトリーと共に議会政治に歩を進めたのである。

必要とされた120万ポンドは応募された。しかし同銀行はウィリアムに全額を現金で渡さず72万ポンドは現金で、残部48万ポンドは証券で渡した。かくて政府はそれを使用せざるをえなかつた。ウィリアムはチャールスが行つたよに割符を発行しなければならず、銀行は丁度金匠たちがやつたと同じく7%とい⁽¹⁾う割引で之を買占めようと決心した。

- (1) Macleod, Vol 1, op. cit. p. 451.

英蘭銀行副総裁ミカエル・ゴッドフレーは、王が1695年7月、Namurの攻撃を始めていたので、軍費送金の話でそこへ渡り、7月末日、重砲撃下にそこで死んだが、彼は英蘭銀行の成功について祝福している。パンフレット1694年の所で、政府の割符は25~30%の割引きであつたが、銀行はそれをパーで受けとり、プレミアム

までつくようになった。保有していれば7～8%の利息がつき、貨幣より好まれた。それは銀行あつてこそ行い得たのである。

1694年, (Statute. c. 20.) 英蘭銀行設立案は4月25日, 王の同意をえた。その規定は次のようであつた。

① 租税徴集規定の後, 年10万ポンドが, 対仏戦争続行のため120万ポンドを自発的に貸す人を激励するために充分支出される事を指示する。

② 王は1694年8月1日以前, 内外国を問わず, 政治団体, 会社及び誰からでも120万ポンドを引き受けるコミッショナーを指名出来る。而も一年に10万ポンドの額は引受人, 相続人, 譲受人に支払われるように別にしておくべきである。

③ 王は, 特許状によつて引受人の貸附に対する株や利益を指図譲渡が出来, 又その方法を規定出来る。又買戻し条件つきで個人と同じく, 土地, レント, 小作地その他の不動産を得る権利と, 英蘭銀行支配人及び会社と呼べる団体設立が出来る特権を与えうる。

④ 120万ポンドの金額が, 1695年1月1日迄, 国庫に払い込まれぬ場合は, 引受人への支払いは前貸しに対して5%にすぎない。而も1705年8月1日以後, 議会に対し12ヶ月前の通知で, 負債を完済すれば解散出来る。

⑤ いかなる個人も2万ポンド以上引受えず, $\frac{1}{4}$ は引受時に, 残余は1695年1月1日以前に払い込まれねばならぬ。残余の払い込みがない時は最初のものは王のものに属する。

⑥ もしも8月1日以前に, 少くとも資本金の $\frac{1}{2}$ が引受けられぬなら, 引受人は会社を構成出来ない。而し引受人はその株年金を王の個人的債権者として譲渡出来る。

⑦ 会社は議会の許可がないと, 120万ポンドをこえて, 共通な印章 (Common Seal) を押した手形, 証券, 契約書で証書を借りたり与えたりするのを禁止される。

⑧ 会社は為替取引, 地金銀の売買, 貨物商品保証での貸出し, 及びその貸附が約定の3月以内に返済されねば, 貨物, 及び土地からの生産物を売却出来る。

⑨ しかし彼等は直接間接を問わず、商売を行い、財貨商品の売買に会社の金や株で、彼らのためになるようにすれば、通告者 (Common Informer) が商品の三倍の価値をえる罰則で禁止される。

⑩ 会社の印章で誰にでも出された債務証書や信用手形は、その人の裏書きで、任意に受けとろうとする人々に自由に譲渡出来る。譲渡の度毎に裏書され、譲受人は自己の名で訴訟出来る。

⑪ もし会社が議会の特別許可なしに、王の土地を買い、王に前貸しするなら、その前貸しの三倍の価値を失う。その¹/₁₆は通告者に残余は公衆に対して。

⑫ 会社に対しての科料、罰金、判決は収入官により10万ポンドの年金から支払われる。このため引受コミッションが6月15日に指名された。全ての株は10日で引受けられ会社のチャーターは7月27日に発行された。⁽¹⁾

その後、事ある毎に英蘭銀行は政府の役に立つた。その点では国家に対して不測の貢献をなしたのである。この実質的利益に対して英蘭銀行は政府から最初或いはその後で、三種の極めて重要な特権をえた。

第一に英蘭銀行は政府残金を独占的に預つていた。最初は政府は銀行から信用をえたのであるが、後には政府から信用をえた。人間には彼等がその下で生活している政府の側に倣う自然的傾向がある。従つて顯著なる反対の警告がなされない限り大抵の人々はその政府を正しいものと考え、そして彼等に出来るなら、その為す所を為そうとする傾向がある。特に金融問題においては正にこう推論しても良いのである。「もし政府が英蘭銀行に巨額の国家の残金を予託するのが正しいならば、自分達の少額の残金を之に予託する事が間違つている筈はない。」

第二に、英蘭銀行は最近迄、イギリスに於て有限責任を独占していた。イギリスの Common Law には、この様な種類の原理は全然認められていない。それは国王の特許状或いは成文律によつて始めて許される。ここに数年前迄、イギリスでは、本来の銀行で (チェムバレンの土地銀行の如き無稽の計画は入れない) 有限責任を認許されたものは一つもなかつた。このため多数の穩かな注意深い商人達が英蘭銀行の理事となる気になつたものであつて、彼等はその財産を以て責任をとる無限責任の銀行ならば、如何なるものにも加わる様な

ことは確かになかったからである。

第三に、英蘭銀行はイギリスに於て銀行券発行を許された唯一の株式会社である。ロンドンの個人銀行家は、前世紀（18世紀）の中頃迄は、事実銀行券を発行していた。しかし株式銀行は何れもそれをなす事が出来なかつた。銀行業なる名称はその当時は、単に銀行券の発行と要求次第支払われる手形によつて資金を獲得するという事に使用されたに過ぎなかつた。吾が国現在の予金銀行業では手形も約束手形も全然、発行せられていないのであるが、予金銀行業はその当時は広く行われていなかったし、又銀行業と呼ばれていなかった。しかしこの効果は非常に重要である。それは丁度良い時に英蘭銀行に首府の発行権の独占を与えたのである。その当時は支店は全然なかつたので、地方の発行と競争になる事はなかつた。しかし首府では競争が行われたのであるが、完全に勝利をえたのであつた。英蘭銀行以外の如何なる銀行も銀行券を発行する事は出来なかつた。法人に組織せられていない個人は段々退却して、それを止めて来た。1844年迄は、ロンドンの個人銀行家は、欲すれば銀行券を発行する事も出来たのであるが、しかし殆んど100年も前から駆逐されていたのであつた。英蘭銀行は非常に長い間、発行の實際的独占を持つていたのであつて、普通に⁽²⁾は常に法律上の独占を有して来たものの様に信じられていた。

(1) Macleod, Vol 1, op. cit. p. 450.

(2) Bagehot, op. cit. pp. 93-96. 邦訳102~105頁, 1742年の条令の説明的条項, 「而して独占的銀行業の前記総裁及び社員——即ち、英蘭銀行——に与えられたる特権或いは権能に関して、更に又議會によつて他の何らかの銀行或いは諸銀行を創設することに関して、或いは先に示されたように、英蘭銀行の総裁及び社員に許可された前記特権の存続中に、他の者の銀行業を制限することに関して起りうべき何らかの疑義を防ぐため——ここに尙、前掲当局は次の如く制定し布告する。即ち、他の如何なる銀行も議會によつて創設せられ、設立され、或いは許可せられることなしというのが、前記条令の真の意図する所であり、意味する所である。又如何なる既成の或いは将来形成せらるべき法人又は政治団体も、或いは又如何なる他の人々の契約又は組合による既成の又は将来形成せらるべき6人以上の連合も、大ブリテンのイングランドと呼ばれる部分では、先に述べし如く、前記総裁及び社員に対して、それによつて独占的銀行業の特権を有する会社たること、又会社たるべきことを布告せられたる前記特権の存続する限り、要求次第、又はその借入より6ヶ月以

内に於いて支払わるべき手形、又は銀行券によつて、如何なる額も貨幣をも借入れ又は支払いの義務を負い、取得するという事は適法でない。」

3 銀行券発行制度

英蘭銀行は条例により規定された業務を行つたが、その中で特色のあるのは共通な印章を押したビルの発行であつた。これは大陸の銀行に比較すると「イ
ンランド銀行こそ、組織的に手形の売買をした最初の銀行⁽¹⁾」として、商業信用に基礎をおいた中央銀行となつたが、17世紀の60年代迄は、この独占的発券銀行では、手形割引が大きい意味をもつ事はなかつたと言われる。⁽²⁾

(1) Max Weber, Wirtschaftsgeschichte, (黒庄巖, 青山秀雄共訳「一般社会経済史要論」下 岩波書店 109頁)

(2) Clapham, The Bank of England, Vol Chap III. pp. 123-130.

これに対しては異論があつて、英蘭銀行は商業手形の割引に対して設立当初から特に積極的であつた許でなく、その量も時と共に増大して行つた事は、当時の記録が明白に物語つて⁽¹⁾いる、この事は設立者の意図の通り、一般の利子率を引き下げ、それに依じて手形の流通や割引を著しく増大させる結果となつた。約束手形の裏書や為替手形の拒絶等の商慣習は、ほぼ時を同じくして法律化⁽²⁾されている。と述べられている。

(1) R. D. Richard, The First Fifty Years of the Bank of England, in : van Dillen, History of the Principal Public Banks, pp. 254-257.

(2) 大塚久雄. 「資本主義の成立」. 河出書房 131頁以下

これらの二つの見解はしばらくおいて、ここでは発行の根拠を見てみよう。マクレオドはその著、「銀行業の理論と実践」第2巻、16章「英蘭銀行の構成」の所で、「英蘭銀行は政府に120万ポンド前貸した企業である。それと引換えに8%利附政府証券又は年10万ポンドの年金を受け取つた。彼等はこの年金を受け取つた時、現金に対して等額を受け取つている。しかしそれに加えるに、資本金に等しいノートを創造する事が許された。現金での10万ポンドの年金は、この信用を支持するに充分と考えられた。今や吾々はベニス、アムステ

ルダム、ハムブルグの銀行と英蘭銀行の間に本質的の區別を感じる。前者はカレンシー・プリンシプルの原理に立つた。それに払い込まれた地金は保存され、又は金庫に保存されていると宣伝された。その限りでは創造された信用は地金に等しかつた。しかし英蘭銀行の場合は明かに異つていた。銀行は貨幣を政府に渡し、政府はそれを流通に出した。銀行は年金を受領し、120万ポンドの銀行券発行が許され、それで為替手形、その他を割引いて商売する事が許された。かくて銀行は現金を政府に渡した許でなく、ノート⁽¹⁾の形で商売する利益を得る事が出来た。」と述べている。

更に続けて、今や「銀行はこの120万ポンドの額迄、カレンシーを増加する方法で、銀行は二重の利益をなす。即ち政府に貸した現金の利息、そのノートで商売する利益を理解出来ぬものがあるか？ 従つてこれが行われる限りでは此れは明かにローイズム (Lawism) の例である。」⁽²⁾と云うのである。

(1) Macleod, Vol II, op. cit. chap XIV pp. 335—336.

(2) Macleod, Vol II, op. cit. chap. XIV p. 243.

拙稿、「ジョン・ローの信用理論」九大大学院雑誌「経済論究」，第4号 19—32頁。

勿論、ローの提案は1705年で英蘭銀行設立よりも遅く、スコットランド議会の採用する所とならなかつたが、1697年銀行は資本金を100万ポンド以上増加出来るように授權された。この中で80万ポンド以上は当時50%割引であつたエクステーカー・タリーで受けとり、20万ポンドは当時20%割引であつた自己自身のノートで受けた。タリーもノートも名目額で正貨の如く算えられた。そしてこのタリーとノートで増加した資本額に新券を発行出来た。ローは土地を保証に紙券創造を提案したが、英蘭銀行は減価した信用の上に紙券創造を許可されたのである。

(1)
1709年、銀行は資本倍額が許可され、同量のノート発行が許可された。

(1) Macleod, Vol II, op. cit. pp. 336-337.

もし、同じ原理が現在まで実行されたら、全ての民間資金は銀行ストックで銀行券はナショナル・デットに等しい量の80万ポンド位であつたことは明白でないか。今でさえ、或る人はこれは立派な原理と考えているようだ。もしストックを銀行に

持参すると、どんな額でもノートにして貰う権利があると考えているらしい。この原理は極限まで実行出来ないことは明かである。もしそれが事実なら、政府はパブリック・デットを無限に創造出来て、銀行は同額のノートを発行出来たであろう。もし原理が真理ならカリフォルニアやオーストラリアに金を求めに行つて何の役に立とうか、この原理はローが以前書いたものより一層狂気にみている。

かくて、1711年迄銀行の発行は、その資本額に限定されていた。そして支配人は、その額を越えて発行すると個人責任となつた。後にはもし要求時に正貨を支払えたら、いかなる額も発行出来るようになった。それで1797年迄続き、委員会が銀行を調査した時、銀行は堅実で繁栄状態にあり、11,686,800ポンドの政府負債の外に400万ポンドの剰余資産があると報告した。この理由は明白であり、発行ノートは商業証券と引換えに出され、銀行はノート保証に商業ビルと政府負債を有していた。これを銀行のルソベンシーを充分保証したがカレンシー・プリンシプルとは相反するものであつた。

(1) Macleod, Vol II, op. cit. pp. 161-162.

公衆ファンドに対するノートの発行は最悪の原理であり、ジョン・ローの原理である。……英蘭銀行の発行は、紙券通貨に関する宿命的幻想の二つに基礎をおいている。一つはロー・イズム、今一つはカレンシー・プリンシプルである。

為替手形を割引く銀行家は全て、カレンシー・プリンシプルを犯していると言われるが、我々の注意すべきことは、商業手形の割引と国家の負債に対するノートの発行である。前者必ずしも堅実ではなく、後者が不堅実とも言えない。即ちそれを流通させるのは専ら社会の側にあつて、社会の生産と消費に相応すれば政府負債に対するノートも堅実であり、投機家の振出した手形の割引はその反動とも云うべき瓦解に見舞われることは歴史の示す所である。かくて銀行券は本来の貨幣金との一定比率が望まれるのであるが、それとても人為的に固定出来ないが、ノートの堅実、不堅実の間類は既に英蘭銀行設立時に芽生えていたのである。

4 持参人払ノートの萌芽

今日の諸銀行の勘定の負債の側には予金が存在し、資産の側には中央銀行券

が在存している。他方、中央發券銀行では中央銀行券は發券部の負債の側に、資産の側に本来の貨幣金銀地金、政府負債が存在する。予金も中央銀行券も銀行の債務であるが、前者は小切手により流通性が限定されて、後者は譲渡形式の簡易さから広く流通する。今これらの發展の歴史を見てみよう。

バジョットはその著「ロムバード街」で、「現在の最も簡単な、最も普通な事象によつて過去を説明する推定的歴史には、大抵の事物におけると同様に銀行業に於ても、全然真實性はない。……銀行業の歴史も之と同様であつた。最初の銀行は、吾が国の予金銀行業の如き制度を目的として、或いはそれに類する何等かの目的として創設せられたのではなかつた。それは遙かに一層、緊急なる理由からして創設せられたのであつて、創設せられてから後にそれが、或いはそれに倣うものが吾々の近代的用途に適用せられたのであつた。」⁽¹⁾と述べる。大陸の銀行が、公債売出し、健全通過の流通、送金業に重点があつたのに対してイギリスは、「以上は全て、吾がイギリスで言う予金銀行業とは別のものである。かかる利便を供する事によつて彼等は信用を獲得し、後に予金銀行としての存在を確保したのである。……予金銀行が最初になした、真にその發端をなす機能はそれより遙かに一般的なものである。又彼等が此の比較的に一般的な種類の業務をなす事が出来ない限り、予金銀行業は決して急速に且つ広汎に普及するものではない。その機能というのは、紙幣の發行をなすことであるが、予は茲で限度をこえて之を通貨問題として論じようとしているものでないという事は認めて貰えるであらう。一国に紙幣を供給するには如何なる形態を以てするのが最も良いかという事は、経済學上の一問題ではあるが、茲では立入らない。……銀行業を一社会に普及する最善の方法が、銀行家をして小額の銀行券を發行せしめ、これによつて金屬通貨を不用に歸せしめる様にするということであるというのは、此の確實な歴史に属する事である。この事は、結局、各銀行家に補助金を与えて、銀行がその營業を予金業者が進んでやつて来る様になる迄⁽²⁾續けて行く事が出来るようにしてやるという事になる。」

(1) Bagehot, Lombard Street, p. 77.

邦訳「ロムバード街」87頁以下

(2) Bagehot, op. cit. p. 82. 邦訳 92頁

一般に信用論史では、専ら金属貨幣が流通する場合、銀行券発行が行われる場合、最後に小切手が用いられる場合に分けられ、事柄はその経過、発展において把えると、よくその内容を明かにする事が出来ると述べられる。今、この諸銀行のノートが中央銀行券に代位され小切手使用への移行を見てみたい。マクレオドは銀行信用を利用する方法について「此れらの信用、予金及び彼に対する能動権をイシューした銀行家はそれを手渡し出来ず紙に記録せねばならない。

① 銀行は顧客、又は「持参人」に或る額を支払うという自己自身のノートを与える。

② 顧客は銀行に、特定人又は指図人又は持参人に支払いを望むノートを書く。これらは昔はキャッシュ・ノートと呼ばれ今はチェックと呼ばれる。……1729年チャイルド会社は現代の小切手の様に一部印刷、一部筆記のものを作つたが現代の銀行券の様にイブンポンドのものでなくオッドのものであつた。ロンドンの銀行家は1793年頃迄自己ノートを発行したようである。その年のパニックで公衆はそのノートに危険を感じ、発行は中止されたと思われる。しかし1844年の条例迄ノート発行は禁止されてい⁽¹⁾なかつた。」

形式の例を挙げると、

16th Nov., 1689

Mr. Jackson.—*Pray Pay to the bearer hereof, Mr. Daniel Croker, five pounds, and place it to the account of*

Your loving friend,

To Mr. Roger Jackson,

John Wynyarde

At Sir Francis Child's Goldsmith,

just within Temple Barr

時には単に「持参人」払いであつた。

Mr. Child,—*Pray pay unto the bearer the sum of twenty pounds and place it to the account of*

London, Aug. 29. 1689 E. Pollexfen

時には一覽払いであつた。

At sight hereof pray pay unto Charles Duncombe, Esq., or order the sum of four hundred pounds, and Place it to the account of

Your assured friend,

To Captain Francis Child, Winchester
near Temple Barre

多くの場合それらはシールされた。

Pray Mr. Child, pay to Mr. Harrison the sum of a hundred pounds

(Seal) D. Tyrwhitt

それは1707年にも廃止されていない。

Mr. Robert Child,

Pray pay to my servant, Thos. B., the sum of seventeen pounds, and for so donig this shall be your order under my hand and seal this 17th day of October, 1707.

Ancaster, G. C. (Seal)

もし顧客が望めば、望む額のノートを出した。これらの金匠や銀行ノートは印刷されてなかった。

Nov. 28, 1684

I promise to pay unto the Rt. honble. ye Lord North and Grey, or bearer, ninety pounds at demand. For Mr. Francis Child and myself

Jno Rogers

1729年、チャイルド会社は最初に印刷ノートを採用した。しかし定額でなく一部印刷で、被支払人及び金額は筆記された。

Picture of } No. 921 London, Oct. 20, 1729

Temple Bar } *I promise to pay to Mr. Richard Bannister or order, on demand, twenty pounds*

For Fras. Child, Esq.,

£ 20

Sam Child

時には持参人、指図人へ支払われた。

Picture of } No. 1792 London, 8 Decemb., 1729

Temple Bar } *I promis to pay to Mr. Chr. Diggs, or bearer, on demand, thirty pounds*

For Fras. Child, self & Co.

£ 30

San Child

ロンドン銀行家がノート発行を中止したのは疑問とされていたが、保存されている最後のものは1793年4月12日のものである。英蘭銀行の独占が確立した時、この形式の条令が作られ他のものは注目されぬようになった。しかしその

抜け穴は1832年銀行チャーター・アクトで確証されロンドンで株式銀行成立を可能にした⁽²⁾。ちなみにイギリス最古の小切手はチャールス二世の時黒獅子の名で取引し後に保安官となつた Tomas. Ffowles 宛の1675年8月14日、£9.⁽³⁾

13. 6. のものであるとスボールディングは述べる。

(1) Macleod, Vol I, op. cit. pp. 331-332.

(2) Macleod, Vol I, op. cit. pp. 281-284.

我々はこの書類閲覧に関し、ロンドン最古の銀行チャイルド会社の F. G. H. Price 殿に負う所があつた。発掘されたテムプル・パーに記録はあつた。

(3) W. F. Spalding, The London Money Market, 1924. 巻頭,

5 英蘭銀行の独占立法

スボールディングは金匠の出したノートについて「銀行業の父と言われるフランシス・チャイルド卿は、金匠より洗煉された銀行業を行うのが好ましいと判断したようで、現存している帳簿によると1690年後は、どの私的銀行家にも見出せるものである⁽¹⁾。……彼等は予託された貨幣の領收書を出した。それらがランニング・キャッシュ・ノートで、小切手帳が実際使用されるようになった⁽²⁾のは1770年になつてからである。金匠ノートは最初その譲渡性が疑問であり、アン女王時代にチーフ・ジャスティス・ホルト卿によつて反対されたが、その効力に関する法律の通過と共に譲渡されるようになった。金匠は支払要求と現実の負債がかけはなれる事を知り、借入者に金を貸す代りに要求払証を発行する事に進んだ。」と述べる。⁽³⁾

かくして、英蘭銀行はこれ等のノートの形式を参考して (一)ランニング・キャッシュ・ノート、(二)アカウンタブル・ノート、(三)シールド・ビルを発行したと言われるが初期の金匠ノートは小切手形式の銀行券とも考えられるのである。

(1) Spalding, op. cit. p. 28.

(2) Spalding, op. cit. p. 29.

(3) Spalding, op. cit. p. 29.

バジョットは銀行券発行が予金に先行する事について、地方銀行の詳細な記

述はないが、恐らく1832年辺迄は、銀行の主たる利益は発券であつて所謂銀行論争は全て発行に関する諸問題であつたと説明し、「何故に銀行券の使用が予金の習慣に先立つものであるかという理由は非常に簡単である。その発行は銀行家が行う事が出来る。即ち彼自身の『約束』を貸付けとして、貸金として、負債の支払として交付出来る。然るに予金をえるのは受身であつて、それは他の人々の好意にある。……銀行券は公衆が、それを持参しさえしなければ直ちに流通する事になる。反対に一旦発行せられた銀行券を駆逐するには公衆の努力が必要である。然るに予金銀行業は銀行家により開始されず、社会の自発的な一貫した努力を必要とする。かくして紙幣の発行は予金銀行業にとつて当然その序曲をなす事になる。」⁽¹⁾と述べる。続いて、

「このような効果は、発行権の分散程度に比例する。仏国の如き単一独占発行者は漸次手を拡げるのは困難である。……それは首府で支配されて地方に拡張する銀行は、出資者が地方人であり、地方の事情を熟知している銀行と比較して安全性が少ない。銀行券の発行は主として貸付けにより始まる。地方銀行家が安全に貸付ける事が出来るのに対し、中央機関の代理人はそういう事は困難である。彼が無智である事は抜目ない老獪な連中の目標である。」⁽²⁾と言う。

(1) Bagehot, op. cit. pp. 85-86. 邦訳 94頁

(2) Bagehot, op. cit. p. 87. 邦訳 95~96頁

このように銀行は貨幣又は証券引換えに、Right of Action や Credit をイシューし、それはキャッシュ・ノートや銀行宛小切手で移転出来た。要求持参人払ノートを誰が出しても Common Law では合法であつた。しかし1697年の英蘭銀行独占立法の後、1709年政府は再び金融逼迫となり次の如く立法化された。

(一) 本源的資本 120 万ポンドの利息は、負債の経営に 4 千ポンドを許し、6 %に減ずる。

(二) 更に40万ポンドを6%で貸上げる。

(三) 現在資本 2,201,171 ポンド10シリングを新株 115 %の価格で倍額増資を許し、それに対し、250 万ポンドのエクステーカー・ビルの流通に同意し、そ

の利6%の $\frac{1}{2}$ は利息に他は資本のために向ける。

(1)
(四) 特権は1711年8月1日から21年間継続する。

1697年の立法は他の銀行設立を禁止したが、1709年の条例に違叛せぬよう銀行業務が行われたのでその防止のため、「英蘭銀行の存続する間、設立される政治団体及び企業は不法である。又イングランドと呼ばれる地方で、6名を越え、発行より6ヶ月内の要求払のビルやノートに貨幣を borrow, owe, take up する事の禁止。」が1742年の条令に挿入されたが、株式銀行禁止の綴は存在しなかつた。⁽²⁾

(1) Macleod, Vol 1, op. cit. pp. 486-487.

(2) Macleod, Vol1, op. cit. pp. 500-501.

6 小 切 手 制 度

当時、銀行業は要求持参人払ノートを発行する事と考えられていたので1742年の条令はその防止に有効と考えられた。マクレオドはこれに対して「1793年頃ロンドン銀行家は要求持参人払ノートを中止したが、小切手による方法は1742年の言葉使いを免れた。1796年、英蘭銀行の制限でロンドンに困窮し、その特権を犯さぬ流通手段を供する目的で商人と銀行家は連合を構成した。」と述べる。

そこで、金融機関としては三系統が形式された。株式発券銀行の英蘭銀行、それは国家の又ロンドンの銀行であつた。ロンドンには個人銀行があつた。それは英蘭銀行券と小切手により取引し、その中若干は英蘭銀行に当座勘定をもち剰余を預けた。地方の個人銀行は殆んど発券銀行で、英蘭銀行と直接取引をせずロンドンの個人銀行を代理店とした。ロンドンの個人銀行は英蘭銀行当座から正貨を引出すか、銀行券を兌換し、正貨を地方に送つたと言われる。

(1) Macleod, Vol II, op. cit. pp. 133-134.

1822年頃、銀行独占に二つの欠陥を見出し、株式銀行の預金及びノート発行でない小切手使用はチャーターの反則ではなく、銀行家の実践により行われるようにとの論争があつた。

(1)
1775年頃、個人銀行はロンドンに手形交換所を設立し、1810年には、46の個

人銀行が決済し、銀行は利息を払つて預金を集め、それを基礎に小切手を出し、交換所の決済は英蘭銀行券で行つた。

その後、有名な対仏戦争下の支払停止で、ロンドンでは小切手取引が著しく発展し、1825年の恐慌で劇しい地方銀行の破産を生じた。そこで英蘭銀行独占に対する自由主義が唱えられ1826年の条例で英蘭銀行地方支店が創設され国家の銀行の色彩を強めた。同条令で地方に株式銀行が出現し個人銀行を吸集合併し始めた。1833年の条例でロンドンに株式銀行が設立せられた。⁽²⁾

- (1) Macleod, Vol II, op. cit. pp. 435-439. 443.

交換所は、不便を除くため、ナポリの銀行で工夫されたと云われ、英国ではエジンバラで最初の採用がされた。この交換は、スコットランド銀行とロイヤル銀行で交互に行われた。ロンドンでは1775年にエジンバラと同様なプランで作られ、地金報告には1810年に46銀行が決済したと云われる。通過したドラフトは470万ポンドと云われ、22万ポンドが英蘭銀行券で決済された。交換所は個人銀行家の集合で、株式銀行は1854年まで拒まれていた。英蘭銀行は1864年まで加入しなかつた。

- (2) Macleod, Vol II, op. cit. pp. 135-136.

条令の主な規定の八項目の中に (Statute 1833, c. 98) 次のものがあつた。

条令(2) 英蘭銀行が享受している特権に關しての疑いを除く目的で、政府団体、企業、社団、会社、組合が何人からなろうと、英蘭銀行の特権の存続する間、イングランド内で借入から6ヶ月以内で貨幣を borrow, owe, take up しないなら、ロンドンで銀行業を続けうる。

1837、38年には恐慌となり、英蘭銀行券の安定化のために1844年のピール条例が公布された。その内容は次の様であつた。

(一) 1844年8月31日から、英蘭銀行は発券部と銀行部に分けられ、発券部は1,400万ポンド迄証券準備で、それ以上は正貨引換えにのみ銀行券を発行する。

(二) 英蘭銀行は、他の発券銀行が発行を停止する時は、その額の $\frac{1}{2}$ をこえず発券出来る。

(三) 英蘭銀行は特権の代償として1833年の12万ポンドの代り18万ポンドを納める。

(四) 英蘭銀行は、純金1オンス、3ポンド17シリング9ペンスで買入する。

(四) 1833年の条例における英蘭銀行券が法貨である事。短期手形についての
高利禁止法の適応除外の事。及び会計公表の規定は受け継がれる。

(五) 地方銀行の発行権は、1844年4月27日以前の12週間の平均高に制限される。
発券銀行が破産又は合同により、社員6名をこえる時は発行権を失う。

この条例にも拘らず、1847年、1858年と相次いで恐慌が発生した。従つて銀行はピール条例の一時停止に関する免責条例 (Bill of Indemnity) を議会よりえて、高い利率で発行を行つた。ピール条例は私立銀行の銀行券発行を禁止したので、諸銀行は小切手という形式でその裏をくぐつた。今迄の印刷ノートの代り帳簿を作り、小切手帳を与え、帳簿の額迄の小切手振出しの権利を与えた。

1857年、62年、79年の法律で株式銀行が発展し個人銀行を合併して支店を拡充して小切手制度は益々利用された。1854年ウェストミンスター銀行は手形交換所に参加し、英蘭銀行も加入した。

1777年の条例は5ポンド以下のノートを禁止し、1844年の条例はそれさえ禁止した。どの銀行も要求持参人払ノートを発行出来ず、その制限が除かれても5ポンド以下の小切手を振り出す事は長い間不法であつた。⁽¹⁾

しかし今や小切手銀行は公然と全ての小切手の支払いを保証する。その銀行条令をくぐる方法は、

(一) 要求指図人払で要求持参人払でないと言われる。しかしこれは被支払人が裏書きする事で要求持参人払となる事が出来る。

(二) 小切手に横線が入るとそれは持参人に必ずしも勘定台で支払われずに、持参人の銀行が代理店に要求次第支払われる。それが条例から遁れる微妙性であり事実は横線銀行券なのである。かくして1ポンドでも数ポンドでも無限に⁽²⁾発行が出来て立法府が抑制しようとしたノートの無限供給の水門を開いた。

(1) Macleod, Vol II, op. cit. pp. 375-376.

(2) Macleod, Vol II, op. cit. p.377.

7 む す び

1844年の条例の起草者は銀行から金を引き出す一つの道だけを考えた。そして公衆が金を引出すにはノートを持参する筈であり金流出があればノート流入があると。しかし金を引き出すには二つの道があつた。即ち今一つは小切手であつた。帳簿に信用を有する人は小切手により、一片のノートも引上げられる事なく金を引出せた。どの立法も小切手を禁止せずに金流出を防止出来なかつた。かくて条令の機械的作用で支配人はカレンシー・プリンシプルを実行せざるをえなかつた。⁽¹⁾

(1) Macleod, Vol II, op. cit. pp. 342-343.

事実、船には二つの水洩りがあつた。条令の起草者は一つを知つたのみで、今一つの水洩りで船が沈むのを見て驚いた。

以上で、銀行の信用である銀行券と小切手が、金匠段階では類似したものであつたが、バジョットの言う如き発券から預金へと発展するにつれ、英蘭銀行がその形式を採用し、引いては銀行券の発行を独占したのに対し、諸銀行が小切手形式をとつたために、銀行券の数量を規制するだけでは、準備金の確保が出来なかつた事が分るのである。それは予金銀行の発生に見る所であるが、かくして中央銀行は金利規制へと進まねばならなかつたのである。

昭和 33 年 10 月 24 日